

# 秋田県公報

目次

ページ

細則改訂の公表(111).....1

## 監査委員公告

監査結果公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告していたが、報告に基づく措置の通知があったので同条第9項の規定により公表する。

平成17年3月14日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	山田昭郎
秋田県監査委員	小玉和夫

財———792  
平成17年3月14日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	山田昭郎
秋田県監査委員	小玉和夫

秋田県知事 寺田典城

住民監査請求に係る監査委員の報告に対する措置について(通知)

平成17年2月14日付け監委-893で勧告のあった知事が公務のため公用車を使用し

たと認められなかった部分に係る燃料費、高速道路料金等については、次のとおり寺田典城及び大嶋直樹から利息を含む全額が返還されております。

今後、公用車については、その使用目的等を十分確認しながら適正に運行してまいります。

また、今回の問題を契機に改めて綱紀の保持に務め、県政に対する信頼回復を図ってまいります。

### 1 返還措置額及び利息計算

#### (1) 返還措置額

項目	返還金	利息分	返還措置額
燃料費	4,482円	250円	4,732円
公用車諸経費	1,277円	38円	1,315円
高速道路料金	4,242円	256円	4,498円
時間外勤務手当	18,566円	1,052円	19,618円
合計	28,567円	1,596円	30,163円

#### (2) 利息計算

利息は、県から支出された翌日から平成17年3月10日までの期間について、民法法定利率により年5分の利率で計算しております。

#### 2 返還日

平成17年3月10日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄